

復興特別所得税が25年1月から課税されます

不動産賃貸業の会社を経営しています。平成25年から所得税が増税になると聞きましたが、増税の内容と、増税後に変わる事務処理について教えてください。



平成25年1月から、東日本大震災からの復興に必要な財源確保を目的として、「復興特別所得税」が新たに課税されます。内容は次のようになります。

■復興特別所得税の概要

復興特別所得税の対象期間は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間と長期にわたります。

所得税の源泉徴収義務者は、この間に生ずる所得について、源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、復興特別所得税と従来の源泉所得税を合算して、国に納付することとなりました。

つまり、法人や個人が、人を雇って給与を支払ったり、税理士などに報酬を支払う際には、差し引く源泉所得税と併せて復興特別所得税を徴収し、納付することになります。

復興特別所得税の税額ですが、現在の所得税額に2.1%の税率を乗じた金額とされています(図表1)。

■給与より差し引く源泉所得税は、こう変わる

復興特別所得税の導入で、すぐに影響を受けるのが、給与から差し引く源泉所得税です。平成25年1月1日以降に支払われる給与については、現在使われている源泉徴収税額表が使用できなくなりますので、ご注意ください。

国税庁のホームページに、復興特別所得税導入後の新しい源泉徴収税額表が掲載されていますので、平成25年1月1日以降はそちらを使用してください。

また、給与の支払について、末締め翌月払いを採用している場合、平成24年12月分の1月支給給与から適用されますので、新しい税額表を使って源泉徴収するようご注意ください。

給与計算ソフトを使用している場合は、復興特別所得税導入後の税率にバージョンアップされているかの確認が必要です。

■報酬の源泉徴収実務は、こう変わる

次に理解しておきたいのが、税理士の報酬や原稿料など源泉徴収をして支払う取引についてです。

報酬も給与と同様に、現在の所得税額に復興特別所得税の税率2.1%を乗じた金額を併せて徴収します(図表2)。

例えば、報酬金額として111,111円支払う際の源泉徴収の場合は、図表3-1のように変わります。

また、手取りの金額を源泉徴収後で、100,000円とする報酬金額を求める算式は、図表3-2のように変わります。

■その他の所得に対する復興特別所得税

また、銀行預金の利子や株式の配当などについても、源泉される所得税の税率は、復興特別所得税との合計税率になります。

- 利子所得 所得税率15%→合計税率15.315%
- 配当所得(上場)所得税率7%→合計税率7.147%
- (非上場)所得税率20%→合計税率20.42%

平成25年1月1日以降に支払われる利子、配当から対象となり、日割計算はしません(図表4)。

図表1●復興特別所得税の概要

対象期間	平成25年1月1日～平成49年12月31日(25年間)
源泉徴収義務者	給与や報酬を支払っている法人または個人
税額	現在の所得税額×2.1%
法定納期限	原則:毎月10日
	特例:1～6月分→7月10日、7～12月分→1月20日

図表2●金額に応じた復興特別所得税との合計税率(報酬の場合)

報酬金額	100万円以下の部分	100万円超の部分
所得税率	10%	20%
合計税率 (所得税率×102.1%)	10.21%	20.42%

図表3-1●従来との比較

○従来 単位:円

A:報酬金額	B:税率	C:源泉徴収額(A×B)	D:支払金額(A-C)
111,111	10%	11,111	100,000

○平成25年1月1日以後 単位:円

A:報酬金額	B:税率	C:源泉徴収額(A×B)	D:支払金額(A-C)
111,111	10.21%	11,344	99,767

図表3-2●手取り額の計算方法…手取りを100,000円にするには

- 従来
 $100,000円 \div (100\% - 10\%) = 111,111円$ (円未満切捨)
- 平成25年1月1日以後
 $100,000円 \div (100\% - 10.21\%) = 111,370円$ (円未満切捨)

図表4●平成25年2月に支払われる預金利子

